六(1)　評価員の氏名の変更

変更前	相馬　一幸
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十二年一月三十一日

○国土交通省告示第五百七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　38

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本建築検査協会株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	卜部　泰弘、多田　和典
変更後	杉山まどか

(2)　変更年月日　平成二十一年十二月二十一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	島木　茂
変更後	太田　謁八

(2)　変更年月日　平成二十一年十二月二十一日

○国土交通省告示第五百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　11

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人日本建築総合試験所

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号
変更後	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号

(2)　変更年月日　平成二十二年二月十五日

○国土交通省告示第五百七十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　31

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社東京建築検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	廣江　明
変更後	高橋　正

(2)　変更年月日　平成二十二年一月十五日

○東北地方整備局告示第百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十七日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　登録番号　東北地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人宮城県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	熊谷　龍一、千葉　裕一、小山　京、菅原　靖彦
変更後	山田　義輝、菅原　久吉、土屋　政一、金子　信也

(2)　変更年月日　平成二十二年四月一日

○関東地方整備局告示第二百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　路線名　中部横断自動車道

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小諸市大字御影新田字野火付四二八番一から同市大字御影新田字野火付三七一番六まで	前	最大 五〇・〇〇メートル 最小 四二・八〇〇メートル	〇・四五五キロメートル
	後	最大 〇・〇〇〇メートル 最小 〇・〇〇〇メートル	〇・〇〇〇キロメートル

(三)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所